

兵庫県立大学大学院社会科学研究科規程第1号
社会科学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則に基づき、社会科学研究科（以下「本研究科」という。）の教育研究上の目的、教育課程、履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学法人決裁規程第5条に規定する専決事項として社会科学研究科長（以下「研究科長」という。）が専決するものについて、この規程においては研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、経済学及び経営学を中心に学際的な研究を深め、その成果に立脚して専門知識と技能を授けるとともに倫理観を涵養して、研究者、高度専門職業人をはじめ社会に有為な人材を養成することを通じて社会の負託に応えることを目的とする。

(専攻)

第4条 本研究科に置く専攻及びその課程は、次のとおりとする。

専攻	課程
経済学専攻	博士課程
経営学専攻	博士課程
グローバルビジネス専攻	修士課程
会計専門職専攻	専門職学位課程
経営専門職専攻	専門職学位課程

2 博士課程は、前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 経営専門職専攻は地域イノベーションコース、医療マネジメントコース及び介護マネジメントコースを置く。

(経済学専攻における教育研究上の目的及び授業科目)

第5条 経済学専攻の博士前期課程は、経済学とその関連分野の専門知識と技能を修得した上で、学術的に意義のある課題を発見し、理論的枠組みを用いて論理的に分析する能力を有し、修得した専門知識と技能を社会に還元できる人材を養成することを目的とする。

2 経済学専攻の博士後期課程は、経済学の体系的な専門知識と高度な技能を修得した上で、学術的に意義があり、かつ新規性のある課題を発見し、新しい理論的枠組みを用いて論理的に分析する能力を有し、修得した専門知識と技能を社会に還元できる人材を養成することを目的とする。

3 経済学専攻の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、博士前期課程は別表第1、博士後期課程は別表第2のとおりとする。

(経営学専攻における教育研究上の目的及び授業科目)

第6条 経営学専攻の博士前期課程は、経営学とその関連分野の専門知識と技能を修得した上で、学術的に意義のある課題を発見し、理論的枠組みを用いて論理的に分析する能力を有し、修得した専門知識と技能を社会に還元できる人材を養成することを目的とする。

2 経営学専攻の博士後期課程は、経営学の体系的な専門知識と高度な技能を修得した上で、学術的に意義があり、かつ新規性のある課題を発見し、新しい理論的枠組みを用いて論理的に分析する能力を有し、修得した専門知識と技能を社会に還元できる人材を養成することを目的とする。

3 経営学専攻の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、博士前期課程は別表第3、博士後期課程は別表第4のとおりとする。

(グローバルビジネス専攻における教育研究上の目的及び授業科目)

第7条 グローバルビジネス専攻の修士課程は、日本を含む国際ビジネスの専門知識と技能に加えて、国際的に活躍できる異文化適応能力を修得した上で、学術的に意義のある課題を発見し、理論的枠組みを用いて論理的に分析する能力を有し、修得した専門知識と技能を社会に還元できる人材を養成することを目的とする。

2 グローバルビジネス専攻の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第5のとおりとする。

(会計専門職専攻における教育研究上の目的及び授業科目)

第8条 会計専門職専攻の専門職学位課程は、専門知識と技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力を有し、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感のある会計専門職業人を養成することを目的とする。

2 会計専門職専攻の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第6のとおりとする。

(経営専門職専攻における教育研究上の目的及び授業科目)

第9条 経営専門職専攻の専門職学位課程は、経営に関する体系的学修を通して、職業倫理、専門的能力に加えて、社会環境の変化に対応できる思考能力や判断能力を有し、企業、医療機関、介護組織その他の組織を指導するリーダーシップのある経営専門職業人を養成することを目的とする。

2 経営専門職専攻の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第7、別表第8及び別表第9のとおりとする。

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、グローバルビジネス専攻の9月入学者選抜により入学する者にあつては、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

(学期)

第11条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、グローバルビジネス専攻の9月入学者選抜により入学する者にあつては、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

(標準修業年限)

第12条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程及び博士後期課程の標準修業年限はそれぞれ2年及び3年とする。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、経営専門職専攻においては、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成12年通商産業省令第192号)第35条第1項の規定に基づ

く中小企業診断士登録養成課程（以下「登録養成課程」という。）を除き、1年6か月とする。

（在学年限）

第13条 研究科の在学年限は、博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。ただし、経営専門職専攻においては、3年を超えることができない。

（授業及び研究指導等）

第14条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。ただし、専門職学位課程においては、授業科目の授業その他当該専攻の定める教育課程によって教育を行うものとする。

（単位の計算）

第15条 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により単位数を計算するものとする。

- （1） 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- （2） 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- （3） 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準をもって1単位とする。

（履修科目の届出）

第16条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修科目の届出をしなければならない。

- 2 会計専門職専攻においては、各学期において履修科目の届出を行うことのできる単位数は、18単位以内とする。この場合の単位数の計算は、通年科目にあつてはその単位数に二分の一を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。
- 3 経営専門職専攻においては、履修科目の届出を行うことのできる単位数は、年間32単位以内とする。
- 4 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。
- 5 届出期限後の履修科目の変更は、正規の手続による履修科目の取消しの場合を除き、認められない。

（成績の評価）

第17条 授業科目の成績評価は100点満点とし、その結果はS、A、B、C及びDの評語をもって表し、そのうちS、A、B及びCを合格とする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60点未満	到達目標を達成できていない成績

- 2 前項の規定にかかわらず、合格若しくは不合格又は認定をもって表すことが適切と認められる授業科目については、合格若しくは不合格又は認定で表すことができる。

（他の研究科又は学部の授業科目の履修）

第18条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、社会科学研究科教授会（以下「教授会」という。）

の意見を聴いた上で、学生に他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位については、本研究科において修得したものとみなすことができる。

(他大学院における授業科目の履修等)

第19条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）と本研究科との協議に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、当該専攻が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲とする。

(他大学院等における研究指導)

第20条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所その他別に定める機関（以下これらを「大学院等」という。）と本研究科との協議に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合において、博士前期課程又は修士課程の学生について、当該研究指導を受けさせるときは、その期間は1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導については、本研究科で受けた研究指導とみなす。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院等において必要な研究指導を受けようとする場合について準用する。

(教育方法の特例)

第21条 本研究科の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他大学院学生の受入れ)

第22条 研究科長は、他の大学院の学生で本研究科の授業科目の履修を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、15単位を超えないものとする。ただし、第19条第2項の規定により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、転学等の場合を除き、第19条第3項の規定により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専攻が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第24条 研究科長は、学生が、職業を有している等の事情により、第12条の規定にかかわらず標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第25条 研究科長は、学生が他の大学院に転学を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聞いた上で、これを許可することができる。

2 研究科長は、他の大学院の学生で本研究科に転学を希望する者については、教授会の意見を聞いた上で、相当年次に転学を許可することがある。

3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

(転研究科)

第26条 研究科長は、学生が転研究科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聞いた上で、これを許可することができる。

2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をするときは、希望先の研究科長と協議しなければならない。

3 研究科長は、他の研究科の学生で本研究科に転研究科を希望する者については、教授会の意見を聞いた上で、これを許可することができる。

4 前3項に規定するもののほか、転研究科に関して必要な事項は、別に定める。

(転専攻)

第27条 研究科長は、学生が、他の専攻に転専攻を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聞いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転専攻に関して必要な事項は、別に定める。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件)

第28条 博士前期課程又は修士課程の修了には、当該課程に2年以上在学し、この規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第23条第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 修士論文の審査は、別に定める修士論文審査基準に基づいて行う。

4 修士論文の最終試験は、修士論文を中心として、これに関連のある科目について、筆記又は口頭により行う。

5 修士論文の評価は、合格又は不合格をもって表す。

(専門職学位課程の修了要件)

第29条 専門職学位課程の修了には、当該課程に2年（経営専門職専攻においては、登録養成課程を除き、1年6か月）以上在学し、この規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得することを必要とする。

2 第23条第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、当該課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第30条 博士後期課程の修了には、当該課程に3年以上在学し、この規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者
1年

(2) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年未満在学し当該課程を修了した者
博士前期課程又は修士課程における在学期間を含めて3年

2 前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は本研究科への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合における当該課程の修了には、当該課程に3年以上在学し、博士後期課程授業科目について、この規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査は、別に定める博士論文審査基準に基づいて行う。

4 博士論文の最終試験は、博士論文を中心として、これに関連のある科目について、筆記又は口頭により行う。

5 博士論文の評価は、合格又は不合格をもって表す。

(課程の修了認定)

第31条 研究科長は、本研究科において、博士前期課程又は修士課程の修了要件を満たした者について、教授会の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

2 研究科長は、本研究科において、専門職学位課程の修了要件を満たした者について、教授会の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

3 研究科長は、本研究科において、博士後期課程の修了要件を満たした者について、教授会の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

(経済学専攻の修了要件)

第32条 経済学専攻の博士前期課程の修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たした上で、30単位以上修得することを必要とする。

(1) 共通科目のうち主専攻基礎科目について、ミクロ経済学研究基礎、マクロ経済学研究基礎、計量経済学研究基礎(各2単位)必修、その他2単位以上、計8単位以上修得

(2) 共通科目のうち他専攻基礎科目について、2単位以上修得

(3) 共通科目のうち研究支援科目について、研究倫理(2単位)必修、その他2単位以上、計4単位以上修得

(4) 主専攻科目について、8単位以上修得

(5) 研究演習科目について、演習Ⅰ、演習Ⅱ(各4単位)必修、計8単位修得

2 経済学専攻の博士後期課程の修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たした上で、20単位以上修得することを必要とする。

(1) 専攻科目について、6単位以上修得

(2) 教育実践科目について、授業設計実習(2単位)必修、2単位修得

(3) 研究演習科目について、演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ(各4単位)必修、計12単位修得

3 研究演習科目について、博士前期課程において8単位を超えて修得したときであっても、修了必

要単位数に算入することができるのは8単位まで、博士後期課程において12単位を超えて修得したときであっても、修了必要単位数に算入することができるのは12単位までとする。

(経営学専攻の修了要件)

第33条 経営学専攻の博士前期課程の修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たした上で、30単位以上修得することを必要とする。

- (1) 共通科目のうち主専攻基礎科目について、経営学研究基礎(2単位)必修、その他2単位以上、計4単位以上修得
- (2) 共通科目のうち他専攻基礎科目について、2単位以上修得
- (3) 共通科目のうち研究支援科目について、研究倫理(2単位)必修、その他2単位以上、計4単位以上修得
- (4) 主専攻科目について、コンサルティングプロジェクト(2単位)必修、その他8単位以上、計10単位以上修得
- (5) 研究演習科目について、演習Ⅰ、演習Ⅱ(各4単位)必修、計8単位修得

2 経営学専攻の博士後期課程の修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たした上で、20単位以上修得することを必要とする。

- (1) 専攻科目について、6単位以上修得
- (2) 教育実践科目について、授業設計実習(2単位)必修、2単位修得
- (3) 研究演習科目について、演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ(各4単位)必修、計12単位修得

3 研究演習科目について、博士前期課程において8単位を超えて修得したときであっても、修了必要単位数に算入することができるのは8単位まで、博士後期課程において12単位を超えて修得したときであっても、修了必要単位数に算入することができるのは12単位までとする。

(グローバルビジネス専攻の修了要件)

第34条 グローバルビジネス専攻の修士課程の修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たした上で、30単位以上修得することを必要とする。

- (1) 研究支援科目について、Research Ethics、Research Methodology(各2単位)必修、計4単位以上修得
- (2) 主専攻科目について、Management、Marketing、Microeconomics、Macroeconomics、Consulting Project(各2単位)必修、その他6単位以上、計16単位以上修得
ただし、Global Business、Japanese Business(各2単位)のいずれかは必ず修得
- (3) 研究演習科目について、SeminarⅠ、SeminarⅡ(各4単位)必修、計8単位修得

2 研究演習科目について、8単位を超えて修得したときであっても、修了必要単位数に算入することができるのは8単位までとする。

(会計専門職専攻の修了要件)

第35条 会計専門職専攻の専門職学位課程の修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たした上で、48単位以上修得することを必要とする。

- (1) 基本科目について、会計職業倫理(2単位)、基礎演習(4単位)必修、計6単位修得
- (2) 基本科目について、簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計Ⅰ、監査概論、租税法、公会計概論(各2単位)のうちから8単位以上修得
- (3) 基本科目について、経営学概論、企業法概論、ミクロ経済学、統計学(各2単位)のうちから2単位以上修得
- (4) 発展科目について、16単位以上修得
- (5) 応用実践科目について、4単位以上修得

- 2 研究演習について、4単位を超えて修得したときであっても、修了必要単位数に算入することができるのは4単位までとする。
- 3 研究科長は、学生が修士論文の作成を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
- 4 前項の許可を受けた学生が修了するためには、第1項の修了要件に加えて、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

(経営専門職専攻の修了要件)

第36条 経営専門職専攻の専門職学位課程の修了には、36単位以上修得することを必要とする。

- 2 地域イノベーションコースの修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たす必要がある。
 - (1) 基本科目について、基礎演習、経営職業倫理（各2単位）必修、その他6単位以上、計10単位以上修得
 - (2) 発展科目について、16単位以上修得
ただし、他コースの発展科目から8単位まで含めることができる。
 - (3) 応用実践科目について、フィールドスタディ、専門演習（各2単位）必修、計4単位修得
- 3 医療マネジメントコースの修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たす必要がある。
 - (1) 基本科目について、基礎演習、医療・介護倫理（各2単位）必修、その他6単位以上、計10単位以上修得
 - (2) 発展科目について、16単位以上修得
ただし、他コースの発展科目から8単位まで含めることができる。
 - (3) 応用実践科目について、フィールドスタディ、専門演習（各2単位）必修、計4単位修得
- 4 介護マネジメントコースの修了には、次の各号に掲げる要件をすべて満たす必要がある。
 - (1) 基本科目について、基礎演習、医療・介護倫理（各2単位）必修、その他6単位以上、計10単位以上修得
 - (2) 発展科目について、16単位以上修得
ただし、他コースの発展科目から8単位まで含めることができる。
 - (3) 応用実践科目について、フィールドスタディ、専門演習（各2単位）必修、計4単位修得
- 5 研究科長は、学生が修士論文の作成を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
- 6 前項の許可を受けた学生が修了するためには、第1項から第4項の修了要件に加えて、2年以上在学し、専門文献研究、研究演習（各2単位）の修得により必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

(学位)

第37条 研究科長は、本研究科において、博士前期課程又は修士課程を修了した者について、教授会の意見を聴いた上で、修士の学位を授与する。

- 2 研究科長は、本研究科において、専門職学位課程を修了した者について、教授会の意見を聴いた上で、専門職学位を授与する。
- 3 研究科長は、本研究科において、博士後期課程を修了した者について、教授会の意見を聴いた上で、博士の学位を授与する。
- 3 本研究科で授与する学位は、次のとおりとする。

専攻名	課程	学位の名称
経済学専攻	博士前期課程	修士（経済学） Master of Economics
	博士後期課程	博士（経済学） Doctor of Philosophy in Economics
経営学専攻	博士前期課程	修士（経営学） Master of Arts in Business Administration
	博士後期課程	博士（経営学） Doctor of Philosophy in Business Administration
グローバルビジネス専攻	修士課程	修士（国際経営学） Master of Global Business Administration
会計専門職専攻	専門職学位課程	会計修士（専門職） Master of Professional Accountancy
経営専門職専攻	専門職学位課程	[地域イノベーションコース] 経営管理修士（専門職） Master of Business Administration
		[医療マネジメントコース及び介護マネジメントコース] ヘルスケア・マネジメント修士（専門職） Master of Healthcare Management

4 前3項に規定するもののほか、学位の授与に関して必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第38条 研究科長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（早期履修生）

第39条 研究科長は、兵庫県立大学の学部にて3年以上在学し、本研究科に進学を希望する成績優秀な学生で、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを早期履修生として許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、早期卒業の候補者として認められた者については、2年以上在学とする。

3 前2項に規定するもののほか、早期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（特別聴講生）

第40条 研究科長は、他の大学院等との協定に基づき、他の大学院等の学生で本研究科の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第41条 研究科長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第42条 研究科長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(研修員)

第43条 研究科長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)
 経済学専攻 (博士前期課程)

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
共通科目	主専攻基礎科目	ミクロ経済学研究基礎	1	2	6単位必修	
		マクロ経済学研究基礎	1	2		
		計量経済学研究基礎	1	2		
		国際経済学研究基礎	1	2		2単位以上修得
		経済数学研究基礎	1	2		
		情報科学研究基礎	1	2		
	他専攻基礎科目	経営学研究基礎	1・2	2	2単位以上修得	
		会計学研究基礎	1・2	2		
		マーケティング研究基礎	1・2	2		
	研究支援科目	研究倫理	1	2	2単位必修	
		量的研究方法論	1	2	2単位以上修得	
		質的研究方法論	1	2		
		フィールドワーク方法論	1	2		
	主専攻科目	ミクロ経済学研究	1	2	8単位以上修得	
マクロ経済学研究		1	2			
計量経済学研究		1	2			
国際経済学研究		1	2			
金融論研究		1	2			
財政学研究		1	2			
労働経済学研究		1	2			
社会保障論研究		1	2			
経済史研究		1	2			
経済学史研究		1	2			
経済発展論研究		1	2			
環境経済学研究		1	2			
地域経済学研究		1	2			
交通経済学研究		1	2			
経済地理学研究		1	2			
特別研究Ⅰ		1・2	2			
特別研究Ⅱ	1・2	2				
習研究目演	演習Ⅰ	1	4	8単位必修		
	演習Ⅱ	2	4			
修了所要単位					30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。	

別表第2 (第5条関係)

経済学専攻博士後期課程

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専攻科目	ミクロ経済学特殊研究	1・2・3		2	6単位以上修得
	マクロ経済学特殊研究	1・2・3		2	
	計量経済学特殊研究	1・2・3		2	
	国際経済学特殊研究	1・2・3		2	
	金融論特殊研究	1・2・3		2	
	財政学特殊研究	1・2・3		2	
	労働経済学特殊研究	1・2・3		2	
	社会保障論特殊研究	1・2・3		2	
	経済発展論特殊研究	1・2・3		2	
	環境経済学特殊研究	1・2・3		2	
	地域経済学特殊研究	1・2・3		2	
	特別研究Ⅰ	1・2・3		2	
特別研究Ⅱ	1・2・3		2		
实践教学科目	授業設計実習	2	2		2単位必修
習研究科目	演習Ⅰ	1	4		12単位必修
	演習Ⅱ	2	4		
	演習Ⅲ	3	4		
修了所要単位					20単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

別表第3 (第6条関係)

経営学専攻博士前期課程

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通科目	主専攻基礎科目	経営学研究基礎	1	2	2単位必修
		会計学研究基礎	1	2	2単位以上修得
		マーケティング研究基礎	1	2	
		情報科学研究基礎	1	2	
	他専攻基礎科目	ミクロ経済学研究基礎	1・2	2	2単位以上修得
		マクロ経済学研究基礎	1・2	2	
		計量経済学研究基礎	1・2	2	
	研究支援科目	研究倫理	1	2	2単位必修
		量的研究方法論	1	2	2単位以上修得
		質的研究方法論	1	2	
フィールドワーク方法論		1	2		
主専攻科目	コンサルティングプロジェクト	1	2	2単位必修	
	経営戦略研究	1	2	8単位以上修得	
	地域マネジメント研究	1	2		
	中小企業研究	1	2		
	スポーツマネジメント研究	1	2		
	法学研究	1	2		
	経営組織研究	2	2		
	組織行動研究	2	2		
	マーケティング研究	2	2		
	財務マネジメント研究	2	2		
	会計学研究	2	2		
	特別研究Ⅰ	1・2	2		
	特別研究Ⅱ	1・2	2		
習研究目演	演習Ⅰ	1	4	8単位必修	
	演習Ⅱ	2	4		
修了所要単位					30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

別表第4 (第6条関係)

経営学専攻博士後期課程

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専攻科目	経営戦略特殊研究	1・2・3		2	6単位以上修得
	経営組織特殊研究	1・2・3		2	
	組織行動特殊研究	1・2・3		2	
	マーケティング特殊研究	1・2・3		2	
	財務マネジメント特殊研究	1・2・3		2	
	財務会計特殊研究	1・2・3		2	
	管理会計特殊研究	1・2・3		2	
	公会計特殊研究	1・2・3		2	
	会計システム特殊研究	1・2・3		2	
	国際経営特殊研究	1・2・3		2	
	異文化マネジメント特殊研究	1・2・3		2	
	中小企業特殊研究	1・2・3		2	
	スポーツマネジメント特殊研究	1・2・3		2	
	医療・介護マネジメント特殊研究	1・2・3		2	
	法学特殊研究	1・2・3		2	
	経営統計特殊研究	1・2・3		2	
	特別研究Ⅰ	1・2・3		2	
	特別研究Ⅱ	1・2・3		2	
実践教育目実	授業設計実習	2	2		2単位必修
習研究目演	演習Ⅰ	1	4		12単位必修
	演習Ⅱ	2	4		
	演習Ⅲ	3	4		
修了所要単位					20単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

別表第5（第7条関係）

グローバルビジネス専攻修士課程

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
研究支援科目	Research Ethics	1	2		4単位必修
	Research Methodology	1	2		
	Cross Cultural Communication	2		2	
主専攻科目	Management	1	2		10単位必修
	Marketing	1	2		
	Microeconomics	1	2		
	Macroeconomics	1	2		
	Consulting Project	1	2		
	Global Business	1		2	2単位以上修得
	Japanese Business	1		2	
	Accounting	1		2	
	Law	1		2	
	Comparative Culture	1		2	
	Comparative Society	1		2	
	Japanese Culture and Society	1		2	
	Global History	1		2	
	Special Topics I	1・2		2	
Special Topics II	1・2		2		
小計（主専攻科目のみ）					16単位以上修得
習研究 科目演	Seminar I	1	4		8単位必修
	Seminar II	2	4		
修了所要単位					30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

別表第6 (第8条関係)

会計専門職専攻専門職学位課程

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基本科目	会計職業倫理	1	2		6単位必修
	基礎演習	1	4		
	簿記Ⅰ	1		2	8単位以上修得
	財務会計	1		2	
	原価計算Ⅰ	1		2	
	管理会計Ⅰ	1		2	
	監査概論	1		2	
	租税法Ⅰ	1		2	
	公会計概論	1		2	
	経営学概論	1		2	2単位以上修得
	企業法概論	1		2	
	ミクロ経済学	1		2	
	統計学	1		2	
発展科目	簿記Ⅱ	1		2	16単位以上修得
	会計基準Ⅰ	1		2	
	会計基準Ⅱ	1		2	
	会計基準Ⅲ	2		2	
	会計制度・ディスクロージャー	2		2	
	国際会計	2		2	
	英文会計	1		2	
	I F R S 会計	1		2	
	原価計算Ⅱ	1		2	
	管理会計Ⅱ	1		2	
	経営分析	1		2	
	戦略管理会計	1		2	
	監査基準Ⅰ	1		2	
	監査基準Ⅱ	2		2	
	内部監査・内部統制	2		2	
	I T 監査	2		2	
	租税法Ⅱ	1		2	
	所得税法	1		2	
	法人税法	2		2	
	政府会計	1		2	
	公営企業会計	1		2	
	非営利組織会計	2		2	
	公監査	2		2	
	経営戦略	1		2	
	経営組織	2		2	
	マーケティング	2		2	
	財務マネジメント	2		2	
	ビジネスモデル	2		2	
	マクロ経済学	1		2	
	民法Ⅰ	1		2	
	民法Ⅱ	2		2	
	会社法Ⅰ	1		2	
会社法Ⅱ	2		2		
経営統計	2		2		
特別研究Ⅰ	1・2		2		
特別研究Ⅱ	1・2		2		
応用実践科目	財務会計ケーススタディ	2		2	4単位以上修得
	管理会計ケーススタディ	2		2	
	監査ケーススタディ	2		2	
	租税法ケーススタディ	2		2	
	公会計ケーススタディ	2		2	
	研究演習	2		4	
修了所要単位					48単位以上修得

別表第7 (第9条関係)

経営専門職専攻専門職学位課程地域イノベーションコース

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基本科目	基礎演習	1	2		4単位必修
	経営職業倫理	1・2	2		
	経営戦略	1		2	6単位以上修得
	経営組織	1		2	
	財務会計	1		2	
	経営情報システム	1・2		2	
	マーケティング	1		2	
ロジカルシンキング	1		3		
発展科目	ソーシャルイノベーション	1・2		2	16単位以上修得 (ただし、他コースの発展科目から 8単位まで含めることができる。)
	経営統計	1・2		2	
	ビジネスエコノミクス	1・2		2	
	実践リーダーシップⅠ	1・2		2	
	実践リーダーシップⅡ	1・2		2	
	国際経営	1・2		2	
	イノベーション	1・2		2	
	生産マネジメント	1・2		2	
	生産イノベーション	1・2		2	
	人的資源マネジメント	1・2		2	
	戦略マーケティング	1・2		2	
	戦略評価	1・2		2	
	中小企業経営革新	1・2		2	
	地域マネジメント	1・2		2	
	ビジネス法務	1・2		2	
	店舗運営管理	1・2		1	
	ビジネスモデルイノベーション	1・2		2	
	地域産業イノベーション	1・2		2	
	品質経営	1・2		2	
	証券投資	1・2		2	
	ものづくり経営	1・2		2	
	アグリフードマネジメント	1・2		2	
	管理会計	1・2		2	
経営戦略ケーススタディ (地域)	1・2		2		
専門文献研究	2		2		
特別研究Ⅰ	1・2		2		
特別研究Ⅱ	1・2		2		
応用実践科目	フィールドスタディ (地域)	1	2		4単位必修
	専門演習	2	2		
	研究演習	2		2	
	経営診断実習 (流通業)	1		2	
	経営診断実習 (製造業)	1		2	
	経営戦略・経営計画策定実習Ⅰ	2		2	
	経営戦略・経営計画策定実習Ⅱ	2		2	
経営総合ソリューション実習	2		3		
修了所要単位					36単位以上修得

別表第8 (第9条関係)

経営専門職専攻専門職学位課程医療マネジメントコース

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基本科目	基礎演習	1	2		4単位必修
	医療・介護倫理	1・2	2		
	経営戦略	1		2	6単位以上修得
	経営組織	1		2	
	財務会計	1		2	
	経営情報システム	1・2		2	
	サービスマーケティング	1・2		2	
発展科目	ソーシャルイノベーション	1・2		2	16単位以上修得 (ただし、他コースの発展科目から 8単位まで含めることができる。)
	経営統計	1・2		2	
	ビジネスエコノミクス	1・2		2	
	実践リーダーシップⅠ	1・2		2	
	実践リーダーシップⅡ	1・2		2	
	財務分析	1・2		2	
	戦略評価	1・2		2	
	医療・介護制度	1・2		2	
	医療・介護関係法規	1・2		2	
	医療・介護ファイナンス	1・2		2	
	病院・介護組織原価計算	1・2		2	
	人的資源管理	1・2		2	
	病院サービスマネジメント	1・2		2	
	病院運営管理	1・2		2	
	経営戦略ケーススタディ (医療)	1・2		2	
	専門文献研究	2		2	
	特別研究Ⅰ	1・2		2	
	特別研究Ⅱ	1・2		2	
応用実践科目	フィールドスタディ (医療)	1	2		4単位必修
	専門演習	2	2		
	研究演習	2		2	
修了所要単位					36単位以上修得

別表第9 (第9条関係)

経営専門職専攻専門職学位課程介護マネジメントコース

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基本科目	基礎演習	1	2		4単位必修
	医療・介護倫理	1・2	2		
	経営戦略	1		2	6単位以上修得
	経営組織	1		2	
	財務会計	1		2	
	経営情報システム	1・2		2	
	サービスマーケティング	1・2		2	
発展科目	ソーシャルイノベーション	1・2		2	16単位以上修得 (ただし、他コースの発展科目から 8単位まで含めることができる。)
	経営統計	1・2		2	
	ビジネスエコノミクス	1・2		2	
	実践リーダーシップⅠ	1・2		2	
	実践リーダーシップⅡ	1・2		2	
	財務分析	1・2		2	
	戦略評価	1・2		2	
	医療・介護制度	1・2		2	
	医療・介護関係法規	1・2		2	
	医療・介護ファイナンス	1・2		2	
	病院・介護組織原価計算	1・2		2	
	人的資源管理	1・2		2	
	介護サービスマネジメント	1・2		2	
	介護保険施設運営	1・2		2	
	経営戦略ケーススタディ(介護)	1・2		2	
	専門文献研究	2		2	
	特別研究Ⅰ	1・2		2	
	特別研究Ⅱ	1・2		2	
応用実践科目	フィールドスタディ(介護)	1	2		4単位必修
	専門演習	2	2		
	研究演習	2		2	
修了所要単位					36単位以上修得

